

令和3年度

いじめの防止等のための基本的な方針

浜松市立新原小学校

# 目 次

はじめに	P 1
第1 いじめ防止等のための基本的な考え方	P 2—4
1 いじめの定義	P 2
2 いじめの理解	P 2
3 基本的な考え方	P 2—4
(1) いじめの未然防止	P 3
(2) いじめの早期発見	P 3
(3) いじめの早期対応	P 3
(4) 家庭・学校・地域の連携	P 3
(5) 学校における関係機関等との連携	P 4
第2 いじめ防止等のための対策	P 4—11
1 基本方針の策定	P 4
2 組織の設置	P 4
3 いじめ防止等のための対策	P 5—10
(1) いじめの未然防止	P 5—7
ア 中学校区人づくり教育推進事業	P 5
イ 子供との信頼関係づくりと子供理解	P 5
ウ 子供同士の望ましい人間関係づくり	P 5
エ 子供の主体的な場の設定	P 6
オ 学校・家庭・地域・関係機関との連携	P 6
(2) いじめの早期発見	P 7
ア いじめの早期発見のための視点	P 7
イ 子供の実態把握	P 7
ウ 相談体制の整備	P 7
(3) いじめの早期対応	P 8—11
ア いじめの認知	P 8
イ いじめへの対応	P 8—11
(4) 関係機関との連携	P 11
第3 重大ないじめ問題への対応	P 12—13
1 重大事態の発生と調査	P 12
(1) 重大事態の意味	P 12
(2) 調査の趣旨及び初期対応	P 12
(3) 調査を行うための組織	P 12
(4) 事実関係を明確にするための調査の実施	P 12
(5) 調査結果の提供及び報告	P 12
(6) 相談体制の整備	P 12
(7) 報道の協力	P 13
2 再調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	P 13
(1) 再調査	P 13
(2) 再調査を行う機関の設置	P 13
(3) 再調査の結果を踏まえた措置等	P 13
資料 いじめ初期対応の流れ	
浜松市におけるいじめの問題対応チャート	

## はじめに

本校は令和元年に、創立145周年を迎えた伝統ある学校です。令和3年度の出発に当たり、学校に関わっている多くの人に子供たち一人一人が心から感謝し、本校に学ぶ誇りと未来に向けての夢と希望を持ち、毎日笑顔で生活できる新原小学校を目指して教育課程を編成しました。そのために、3つのつながり「子供とつながる」「職員同士がつながる」「保護者・地域とつながる」を大切にしていきます。

学校には、解決しなくてはならない様々な教育課題があります。「いじめ問題」も、大きな課題の一つです。「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景として子供の生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子供に向けた対応が不可欠です。いじめが起きにくい、互いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

平成25年9月に、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。続いて10月に国が、「いじめの防止等のための基本的な方針」策定し、これを受け浜松市でも、関係諸機関等との連携のもと、「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。

この中で、いじめの問題への対策を、子供を含めて社会総がかりで進め、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、家庭や地域・関係機関の連携等をより深めるため、基本的な考え方や組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用について各学校での具体的な方針が求められました。

これにともない、本校でも「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。子供たちをいじめに向かわせないために必要なことは、規律・学力・自己有用感が大切であると考えました。つまり、いじめをなくすために基本となるのは、子供たちが、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことです。

この理念の上に立ち、「いじめの防止」(未然防止のための取り組み等)に始まり、「早期発見」(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等)、「いじめに対する措置」(発見したいじめに対する対処)までの一連の取り組みと、その具体的な年間計画、そうした取り組みを実施していくための「組織」等について方針の中に盛り込みました。この方針を読めば、

- 個々の教職員は、自分が今、何をすべきか
- 保護者や地域は、何を協力すればよいのか
- 学校が児童をどのように育てようとしているのか

が分かるものになるよう心掛けました。

この基本方針に従い、より具体的な行動計画を策定し取り組んでいく中で、進捗状況の確認や定期的検証を行い、いじめのない新原小学校を目指していきます。

## 第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

子供は人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子供は温かく優しい人間関係の中で伸び伸びと生活できます。

しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気が生れると、その場は安心な居場所ではなくなり、いじめを発生させる要因にもなりかねません。子供にとって、いじめは健やかな成長を阻むだけでなく、将来に向けた希望を失うなど、深刻な影響を与えるものと受け止める必要があります。

### 1 いじめの定義

いじめとは、「学校に在籍する児童又は生徒（以下、「児童等」という。）に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・ 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的なものではなく、被害者の「いじめを受けた子供の立場」（主観主義）に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状態等を客観的に確認することも必要です。

### 2 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の秩序がなかつたり閉鎖的だつたりする問題があります。また、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が生まれるようにすることが必要です。

### 3 基本的な考え方

いじめについては、すべての子供を対象とした対応が求められます。いじめが起きているとき、被害者が傷ついているだけでなく、加害者も、周囲にいる人々も傷ついています。また、加害者と被害者が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。また、集団が荒れている雰囲気をもってい

るときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。社会総がかりで、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。家庭や学校や地域が連携し、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早く解消に向けて取り組んでいきます。

#### (1) いじめの未然防止

子供は家庭や様々な集団の中で人との共感的な関わりを通して自他理解を深め、よりよい人間関係を築いていきます。この過程において、一人一人がかけがえのない存在であるという自尊感情を育み、あわせて規範意識や人権感覚を高め、健やかでたくましい心を養うことが、いじめのない社会づくりにつながります。

健やかでたくましい心を育むためには、家庭、学校、地域が連携することが大切です。子供が様々な経験を積み重ね、社会の一員として自立していくために、次のことに取り組みます。

- ・家庭は、子供との触れ合いや対話を大切にします。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ」と子供が安心感や信頼感で満たされるよう努めます。
- ・学校は、子供と教職員との信頼関係を大切に、子供同士の温かく優しい人間関係を築き、安心して自分を表現できる集団づくりに努めます。
- ・地域は、子供の規範意識や人権感覚を高める場として、地域住民が連携して、子供を温かく、時に厳しく見守ります。

#### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見には、いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるとの観点から、家庭、学校、地域が一体となって、子供を見守る体制を整えることが求められます。

いじめのサインは、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ています。深刻な事態を招かないためにも、周りの大人が常に子供に寄り添い、子供たちのわずかな変化を見逃さず、いじめを認知します。

- ・家庭は、日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努めます。
- ・学校は、いじめを訴えやすい関係づくりに努め、子供や保護者、地域からの訴えを真摯に受け止め、直ちにいじめの有無を確認します。また、日頃から、定期的なアンケート調査を実施する等、積極的ないじめの認知に努めます。
- ・地域は、地域で起きたいじめの事実を知ったり、いじめていた状況を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡する等連携して対応します。

#### (3) いじめの早期対応

いじめを認知した場合には、深刻な事態を招かないように、家庭、学校、地域が状況に応じて連携し、速やかに組織的な体制で対応します。

いじめを受けた子供への支援、いじめた子供や周囲の子供への指導等、状況を十分に把握した上で、具体的な対応方針や支援・指導計画を立てます。「何よりも、子供の健やかな成長」を願って支援・指導します。

#### (4) 家庭・学校・地域の連携

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（法第9条第1項）

具体的には、「保護者は子供がルールやマナーを守ることを子供に教える」、「保護者は、子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなどの適切な措置をとる」ということです。そのため、今まで以上に保護者や地域の力が重要となり、協力を求めていくこととなります。

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、家庭と学校関係者、地域との連携が大切です。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設ける等、いじめの問題について、家庭、学校、地域と連携し対策を推進することが必要です。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、家庭と学校、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。

#### (5) 学校における関係機関等との連携

いじめの問題への対応において、家庭、学校、地域の連携・協力に加え、関係機関と適切に連携します。

- ・日頃から、学校は警察や児童相談所等の関係機関と連絡を取り合い、情報共有体制を構築します。
- ・必要に応じて、医療機関等の専門機関と連携して、教育相談等を行います。
- ・学校以外の相談窓口として、教育相談支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者等へ周知します。

## 第2 いじめ防止等のための対策

教育委員会との適切な連携のもと、実情に応じた対策を推進します。

### 1 基本方針の策定

- (1) 国、市のいじめ防止基本方針等を参考にして、実情に応じ、いじめ防止基本方針を定めます。
- (2) いじめ防止基本方針の策定にあたっては、学校運営協議委員、PTA、自治会に意見や支援を求める等、実効性のある方針になるよう努めます。
- (3) いじめ基本方針策定後は、学校のホームページ等で公表するとともに、いじめの防止等への取組を充実させるために、教職員の意識や取組みを学校評価等で定期的に点検し、必要に応じて基本方針を見直します。

### 2 組織の設置

- (1) いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」を設置します。
- (2) その組織は、校長、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター、及び複数の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールガードリーダー（警察官OB）看護師、学校運営協議委員、代表自治会長等により構成し、校長のリーダーシップのもと、協力体制を確立します。
- (3) いじめ事案発生時は、緊急会議を開いて対応を協議する等、学校が組織的にいじめ問題の解決に取り組めるよう対応方針を決定し、指導的役割を果たします。
- (4) 事案に応じて柔軟に編成し、事案の終結まで継続的に対応します。必要に応じて学級担任や養護教諭、関係の深い教職員を追加したり、医師、教員経験者、警察官経験者等に協力を求めたりして対応します。
- (5) 年間3回の定例委員会を開催し、以下のような役割を担います。

#### ア 年間計画の策定

- (ア) 年間の取組みについての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
- (イ) 「取組評価アンケート」、「組織」の会議、校内研修等の実施時期の決定
- (ウ) 未然防止の取組みの時期の決定
- (エ) 個別面談や教育相談の実施時期の決定
- (オ) 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組みの実施、進捗状況の確認  
定期的検証
- (カ) 教職員の共通理解と意識啓発
- (キ) 子供や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発
- (ク) 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- (ケ) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- (コ) 発見されたいじめ事案への対応
- (サ) 構成員の決定
- (シ) 重大事態への対応

### 3 いじめの防止等のための対策

教育委員会が作成した「いじめについて理解を深めるいじめ対応の手引き」、「新原小いじめ対策マニュアル」に基づき、全教職員でいじめ防止のための対策に取り組みます。

#### 「いじめ対応の5つの基本認識

- ・「いじめはどの子供にも、どこでも起こり得る問題である」という認識を持ちます。
- ・「いじめは人として絶対に許されない行為である」という毅然とした態度で臨みます。
- ・小さなサインを見逃さず、子供や保護者の訴えを真剣に受け止めます。
- ・いじめられている子供の立場に立って考え、初期段階から組織的に取り組みます。
- ・日頃から子供や保護者、地域との信頼関係の構築に努めます。

#### (1) いじめの未然防止

##### ア 中学校区心の教育推進事業

亀玉中学校、亀玉小学校、中学校区内の各幼稚園・保育園等が、家庭・地域と一体となって、明るい社会づくりといじめ撲滅に向けた活動を推進します。

##### イ 子供との信頼関係づくりと子供理解

###### (ア) 子供との信頼関係づくり

- ・子供への理解を深めるためには、子供のよさや可能性、行動や心情の変化、その背景などに目を向けます。
- ・どの子供にも関心を持って公平に接し、一人一人を尊重した姿勢や態度で接します。
- ・日頃から子供たちの学校生活の様子に目を配り、よい表れやよい行動を積極的に拾い上げ、認め、褒めます。
- ・悩みや不安を抱える子供には、その子の心情に共感的に関わり、自らの力で解決できるように助言や援助に努め、安心感、信頼感を築いていきます。

###### (イ) 子供理解

- ・日記や行事の振り返りの作文等を通して子供理解に努めます。
- ・全校児童を対象に、生活アンケートを5月・10月・2月に実施し、その結果を生かした指導を行います。必要に応じて個別の教育相談を行います。
- ・全員分の個人カルテを作成し、生徒指導（善行・問題行動）や発達支援に関すること、保護者との面談の内容などを随時記録していくことを通して、指導や支援の参考にしていきます。（校務支援システムを活用）

##### ウ 子供同士の望ましい人間関係づくり、居場所づくり

(ア) 自己肯定感や自尊感情を高めたり、人間関係づくりを進めたりするために、「構造的グープエンカウンター」を学期始めに学級活動の中に計画的に位置付けます。

自分の気持ちや感情表現の仕方、相手を思いやる心を育くむために、子供の実態や学級内での人間関係の状態に応じて、「ソーシャルスキルトレーニング」を積極的に行います。

(イ) 協同的、体験的な活動を通して、子供たちが主体的に学級や学校の問題を解決する場を設定して、正義を大切に、助け合って課題を解決する自治的な集団を育てます。

(ウ) 振り返りの会に「よいこと見付け」の発表の場を設定するとともに、教室内に掲示コーナーを常設します。

(エ) 全校「よいこと見付け」ポストと掲示コーナーを設けたり、昼の放送を活用したりして「よいこと見付けを」各学級だけでなく全校へ広げていきます。

(オ) 縦割り活動・委員会活動・クラブ活動・部活動などを通して、異学年との交流を積極的に進め、発達段階に合った関わりができるように支援します。

(カ) みどりっ子ハートデー（毎月第1月曜日、8時からの10分間）を全校一斉に設定します。「はままつマナー」をベースに、挨拶、言葉遣い、思いやりの心、感情表現の仕方などをテーマに取り上げ、心の耕しを図ります。

(キ) 夢と希望を日々自覚し、前向きな学校生活ができるよう、一人一人の夢を掲示した「みどりっ子夢の実」コーナーを設けます。

(ク) 一人一人が集団の中での自己有用感を高められるよう、子供のよさや努力を認め表彰する「みどりっ子賞」を設けます。(年間を通して全員が受賞できるように子供のよさを見取っていく)

#### エ 子供の主体的活動の場の設定

(ア) 意図的・計画的にいじめについて考える場や機会を設定し、子供自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。

(イ) 道徳科では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、子供がじっくりと考えを深められるようにします。

- ・各学期に1回程度、命の大切さや自己の生き方についての考えを深める道徳の時間を設定します。

- ・様々な道徳的価値の「よさや大切さ」、「実現の難しさ」、「実現に向けて多様な考え方があること」等を考え、議論する授業を取り入れます。こうした中で、自己を振り返り、生き方についての考えを深め、いじめをしない道徳的実践力を育てていきます。

(ウ) 学級活動、児童会では、日常生活などとの関連を図り、子供が主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実を図ります。

- ・子供自らが集団の現状に向き合い、いじめを行う心の弱さやそれを克服する強さを見つめ、よりよい集団像について話し合う場等を設定し自分の学級・学年

- ・学校に誇りを持ち、「いじめを絶対に許さない」という気運を高めていきます。

- ・人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング等を活用し、学習していきます。

- ・児童会による「いじめ撲滅宣言」「標語・ポスター」等の活動を計画します。

#### オ 学校・家庭・地域・関係機関との連携

(ア) 学校内における教職員の連携

- ・子供の家庭環境や友人関係、生活の様子、問題行動、発達障害等の情報を教職員間で共有し、子供の実態等を配慮した組織的な指導・支援体制を整えます。

- ・授業をはじめ諸活動での個や集団のよい表れや努力等を教職員間で情報交換し共有します。

- ・年度末から年度始めにおいて、子供の情報や指導の経過、保護者への対応を確実に引き継ぎ、指導の継続化を図ります。

(イ) 保育所・幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校の縦の接続。

- ・進学時には、縦の接続を大切にし、子供の生活全般や家庭環境、生育や発達、心理・医療に関する情報交換を行い、受入れ後の指導に生かします。

- ・校種間における保育・授業参観や交流活動等における子供の観察などから得られる情報も活用していきます。

(ウ) 家庭・地域との横の連携

- ・教育に対する理解と協力を得るために、「学校だより」や「学校ホームページ」等を利用し、教育方針や生徒指導方針、子供の表れ等の情報を家庭や地域に発信します。

- ・家庭環境調査や家庭訪問等を通して、子供の家庭環境を理解し、家庭との協力関係を築きます。

- ・PTAの組織や自治会、民生委員、児童委員などと子供の情報を交換するとともに、日頃から連携を深めます。

- ・年度当初に、本校の教育相談や子育て相談の概要や相談までの流れを示した文書を保護者向けに発行し、啓発に努めます。

- ・保護者を対象とした教育相談を計画的に行います。全保護者を対象にした教育相談を年間1回実施します。(1学期末)加えて、毎週第1、3金曜日を教育相談日として設定し、必要に応じて実施します。

(エ) 関係機関との連携

- ・教育委員会やいじめ対策専門家チーム、浜松市いじめ問題対策連絡協議会、児童相談所、各区の社会福祉課、保健センター、医療機関、警察署等と可能な限り情報を共有するとともに、状況に応じて連携した対応を図ります。

- ・教育相談にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、専門的な立場からの助言を得ます。



(オ) 教職員の資質向上

教職員に対し、事例検討等の研修を計画的に行います。特に、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めていきます。また、情報モラル教育の理解を深め、実践していきます。

(2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見のための視点

- (ア) 常の学校生活と比べて、表情や言動に変化がないか注目します。
- (イ) 他の子供と比べて違った言動や表情に注目します。
- (ウ) 特定の子供への対応の違いに注目します。
- (エ) 学級の雰囲気注目します。

イ 子供の実態把握

(ア) 観察

- ・教師と子供との日常の交流を通じた発見に心掛けます。
- ・日常の日記等を通しての子供の様子をつかみます。
- ・「いじめ発見のチェックポイント」（浜松市版いじめ対応マニュアル）、「教師の気付き支援シート」（静岡県版いじめ対応マニュアル）を活用し子供の様子を捉えます。

(イ) 情報収集

- ・定期的な教育相談や連絡ノートによる家庭連絡等を通して、子供や保護者からの情報を積極的に収集します。
- ・他の教職員や地域からの情報の収集に努め整理します。
- ・「家庭版子供のサイン発見アンケート」（静岡県版いじめ対応マニュアル）を活用し情報収集します。

(ウ) 調査

- ・日常的なアンケート（5月・10月・1月）を実施します。
- ・いじめの兆しが見られたときやいじめが発生した場合については、必要に応じて別途に臨時のアンケート（静岡県版いじめ対応マニュアル）を実施します。
- ・いじめ問題についての生徒指導体制意識調査チェックシート（浜松市版いじめ対応の手引き）を活用し職員の意識を客観的に把握します。（1学期・2学期末）
- ・必要に応じて、静岡県「人間関係づくりプログラム」効果測定ソフトや児童生徒が安心できる人間関係作り調査シート（佐賀県教育センター編）等の活用を図ります。
- \* アンケートは記名式とし、必要に応じて無記名式のアンケートを行います。
- \* アンケートは実施後、各学級で一覧表に整理し、アンケートと一緒にファイリングし公文書として保管します。

ウ 相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。

いじめの相談は、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の立場を守ります。

### (3) いじめの早期対応

#### ア いじめの認知

いじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、早期に教育相談や事実確認を行います。

いじめの深度レベルを以下のように設定し、いじめがレベル2以上である場合は初期対応の基本的な流れ（後述）に沿って、速やかに事実関係の把握、被害者、加害者への面接、チームによる支援策の検討に入ります。

レベル1	1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視等 偶発、単発、一時的、継続していない些細なトラブル、けんか、言い合い
レベル2	数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間外れ、無視
レベル3	レベル2が継続する。蹴る、叩く、足をかける、 物かくし等、精神的苦痛を伴う実害がある
レベル4	長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等重度の実害発生 いじめによる不登校、転校を保護者、本人が検討
レベル5	万引き強要・怪我を伴う暴力・恐喝・窃盗・強姦 PTSDと診断される、自傷行為、死を語る

#### イ いじめへの対応

いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には安心できる場を確保し、いじめをやめさせ、再発防止に努めます。なお、いじめの防止等の対策のための組織が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っ見届けます。

(ア) いじめ問題対策委員会を招集し、対策チームを立ち上げます。

(原則として、いじめに関わる事案の報告を受けてから24時間以内に)

(イ) 対応方針・役割分担を決定します。

- ・情報の整理
- ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子供の特徴
- ・対応方針
- ・緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- ・役割分担（誰が、何を、いつまでにするかを明確に）
- ・被害者からの事情聴取と支援担当・加害者からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の児童生徒と全体への指導担当・保護者への対応担当・関係機関への対応担当
- ・被害者からの事情聴取と支援担当・加害者からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の子供と全体への指導担当・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

(ウ) 以下のような手順で事実の究明をします。

- ・事実の究明(聞き取った情報を整理し、一元化を図る)
- ・いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
- ・聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。
- ・問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しない。
- ※問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」
- ・時系列に沿って、経過の記録を残しておく。
- ・事情聴取の際の留意事項

- ・ いじめられている子供や、周囲の子供からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- ・ 安心して話せるよう、その子供が話しやすい人や場所などに配慮する。
- ・ 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- ・ 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- ・ 聴取を終えた後は、状況に応じ当該児童生徒を自宅まで送り届けたり、迎えに来てもらったりして教師が保護者に直接説明します。

＜事情聴取の段階ではないこと＞

- ▲ いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ▲ 注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲ 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲ 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

(エ) いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導を行います。

・ 被害者（いじめられた子供）への対応

【基本的な姿勢】

- ・ 被害者保護を最優先し、いかなる理由があっても、徹底していじめられた子供の味方になる。
- ・ 2次的な問題（不登校、自傷行為、自死、仕返し等）が生じないようにアセスメントを行い、被害者のニーズを把握した上で早期対応を図る。
- ・ 子供の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- ・ 担任を中心に、子供が話しやすい教師が対応する。
- ・ いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- ・ 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。このとき、被害者のニーズを確認した上で具体的な支援案を提示し、被害者や保護者に選択させる。
- ・ 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子供のよさや優れているところを認め、励ます。
- ・ いじめている側の子供との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。（別室登校、登下校の方法など）
- ・ 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教える。

【経過観察】

- ・ 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・ 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

・ 加害者（いじめた子供）への対応

【基本的な姿勢】

- ・ いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・ 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- ・ 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- ・ 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- ・ 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- ・ いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- ・ いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、被害者との関係修復に向けて、今後の行動の仕方（具体的に自分に何ができるのか）について考えさせる。

- ・不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

#### 【経過観察等】

- ・生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- ・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

#### ・観衆、傍観者への対応

##### 【基本的な指導】

- ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題に、教師が児童生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

##### 【事実確認】

- ・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

##### 【指導】

- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

##### 【経過観察等】

- ・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導をしていく。

#### ・保護者との連携

##### 【いじめられている子供の保護者との連携】

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子供を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子供の様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

##### 【いじめている子供の保護者との連携】

- ・事情聴取後、子供を送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子供に事実の確認をする。
- ・相手の子供の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と子供の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は、行為そのものについて指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、うちの子供は首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子供を思う信念を示し、理解を求める。

#### (オ) 謝罪に向けての対応

謝罪について具体的な方法や場の設定については、浜松市版いじめ対策の手引き P 26～27 を参考に事案の状況によって協議する。

- (カ) いじめ解決の確認と判断  
加害児童、被害児童だけでなくそれを取り巻く人間関係の観察を十分に行い、いじめ問題対策委員会に経過を報告し、委員会の場で解決の有無を判断します。
  - (キ) 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していきま  
す。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ち  
に警察に通報し、適切な援助を求めます。
  - (ク) 校長及び教員は、子供がいじめを行っている場合であって教育上必要があると  
認めるときは、子供の規範意識や道徳心を培うために、子供に対して訓戒や叱  
責などを加えることができます。
- (4) 関係機関等との連携
- (ア) いじめの防止等の対策のための組織には、必要に応じて児童相談所や医療機関等  
の外部専門家の参加について協力を求めます。
  - (イ) 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起き  
たときには、状況に応じて連携し、早期対応に努めます。

### 第3 重大ないじめ問題への対応

第1、第2で示したように、いじめは絶対に許されないものであり、起きてはいけないものです。しかし、現実にはいじめはなくなっておりません。いじめで子供が苦しむことがない社会を築くために、未然防止、早期発見、早期対応に努めていきます。

いじめは、深刻化するほど目に触れにくく閉ざされた世界の中で行われるため、時として、深刻な事態に及んでしまうことがあります。こうした重大ないじめの事態が発生したときは、速やかに誠意ある対応を行い、再発防止に努めます。

#### 1 重大事態の発生と調査

重大事態と思われる事案が発生した場合には、学校及び教育委員会は、速やかに事案の事実確認を行い、対応をします。

##### (1) 重大事態の意味

・ いじめにより子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(ア) 子供が自殺を企図した場合

(イ) 身体に重大な傷害を負った場合

(ウ) 金品等に重大な被害を被った場合

(エ) 精神性の疾患を発症した場合

・ いじめが原因で子供が長期の期間、学校を欠席している疑いがあるとき。

不登校は年間30日程度の欠席が目安となります。

・ 子供や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

##### (2) 調査の趣旨及び初期対応

事案が発生した場合には、個々のケースを十分に把握した上で、直ちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告します。

教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を行います。なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が主体となり、いじめ対策等専門家チームの助言を得ながら迅速に調査を実施し、事実関係を客観的に明らかにしていきます。(初期調査)

##### (3) 調査を行うための組織

学校と教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかに連携して組織を設けます。

なお、子供の命にかかわる場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

##### (4) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰が関わり、どのような表れであったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

##### (5) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめに関わった子供やその保護者に対して説明します。

これらの情報提供に当たっては、学校又は教育委員会は、子供のプライバシーや関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。

##### (6) 相談体制の整備

いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつた子供やその保護者並びに教職員が、心身の苦痛を感じてしまうことがあるため、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。

## (7) 報道の協力

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺については、亡くなった児童等の尊厳の保持や連鎖（後追い）の可能性があること等を踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にし、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）を求めています。

自殺に傾いている人は、自殺の報道が大々的で目立つものであったり、センセーショナルであったり、自殺の手段を詳しく伝えられたりすることで、その自殺追従するように自殺することに気持ちのめり込んでしまうだろう。逆に、責任ある報道は、自殺に関して社会を啓発し、自殺に傾く人が助けを求めることを促すことにもつながるだろう。

WHO(世界保健機関)自殺予防メディア関係者のための手引 2008 抜粋

## 2 再調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (1) 再調査

報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要があると認めるときは、調査の結果についての調査（再調査）を行います。

\* 再調査とは、初期調査が不十分と思われる場合、被害者側から理解が得られない場合、さらに詳細な調査が必要と思われる場合等が考えられます。

教育委員会が行った調査と同様に、再調査はいじめに関わった子供及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調の進捗状況等及び調査結果を報告します。

### (2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関として、条例により浜松市いじめ問題再調査委員会を設置します。当該委員会の委員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者から市長が委嘱します。

なお、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係がない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を保ちます。

### (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を行った場合、その結果を議会に報告します。

市長、教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を行います。